

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。



令和 8 年 6 月 10 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年2月26日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和8年1月20日 午後1時30分頃
2. 事故発生場所 泉佐野市鶴原2813番地の1
(有料老人ホームエタニティ泉佐野駐車場内)
3. 相手方 

4. 事故の概要 介護認定調査のため往訪したところ、駐車場が満車だったため、駐車場入り口にてバックしようとした際、右側面前方確認不足により駐車場内壁面に接触し、車と壁を損傷させたもの。
5. 損害賠償額 140,000円